

改正案	現行
<p>（法第十五条第一項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第十五条第一項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条及び第五条（法第八十九条第一項の規定により適用される場合を含む。）の規定</p> <p>二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十二条、第三十六条第一項及び第二項、第四十七条第一項第四号（同法第四十一条第一項第二号の規定に係る部分に限る。）、第五十三条第一項及び第二項、第六十二条第一項（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替へて準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十七条の二第一項、第六十九条、第七十四条第一項及び第二項、第七十八条、第八十五条第一項及び第二項、第八十六条第一項、第八十七条、第八十八条、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項並びに第八十八条の四第一項の規定（これらの規定が法第八十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第九十二条第一項の規定並びに第四</p>	<p>（新設）</p>

条第一項の規定により適用される場合を含む。)

三 法第十五条第三項(法第四十二条第一項において準用する場合を含む。)、並びに第十六条第一項(求人者に係る部分に限る。)、及び第二項、法第四十二条第一項(求人者に係る部分に限る。)、及び第二項、法第四十四条第一項、第四十五条(船舶所有者に係る部分に限る。)、及び第四十六条、法第四十八条第一項において準用する法第十六条第一項(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、及び第二項(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、第十九条(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、並びに第二十一条(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、法第五十二条において準用する法第十六条第一項(船員労務供給を受けようとする者に係る部分に限る。)、及び第二項並びに法第四百四条(船員の募集を行う者(船舶所有者である場合に限る。))に係る部分に限る。の規定

四 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四条第一項の規定

五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百二十二号)第三十条の二第一項(法第九十一条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、及び第二項(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定

六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律百十三号)第五条から第七条まで、第九条

条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項(同法第十一

条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定（これらの規定が法第九十一条の規定により適用される場合を含む。）

七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六条第一項、第十条（育児・介護休業法第十六条、第十条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十九条第一項（育児・介護休業法第二十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第二項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条第一項及び第二項（育児・介護休業法第五十二条の四第二項及び第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の規定（これらの規定が法第九十一条の二の規定により適用される場合を含む。）

（法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第二条 法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法第一百七十七条及び第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定（これらの規定が法第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」と

（新設）

- いう。)(第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)
- 二 船員法第二百二十九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)(の規定及び当該規定に係る同法第三百三十五条第一項の規定(これらの規定が法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。))
- 三 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。)(及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定)
- 四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。)(の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定)
- 五 労働者派遣法第五十八条から第六十一条までの規定及びこれらの規定に係る労働者派遣法第六十二条の規定
- 六 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。)(及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定)
- 七 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)(の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定)
- 八 育児・介護休業法第六十二条から第六十四条までの規定及びこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十五条の規定
- 九 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)(の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定)

十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十条、第九十条、第一百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十三条の規定

（法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第三条 法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法第一百七十七条（法第八十九条第一項又は労働者派遣法第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに労働基準法第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第二十條（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第二百一十一條の規定

二 船員法第二百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第三百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を

（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条（法第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに労働基準法第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第二十條（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第二百一十一條の規定

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第二百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第三百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第

含む。)の規定に係る部分に限る。)、第三百三十一条第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。)、及び第三号の規定並びに当該規定に係る同法第三百三十五条第一項の規定(これらの規定が法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)

三 法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百三十一条までの規定

四 職業安定法第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。)、及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

五 最低賃金法第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。)、の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

七 (略)

八 労働者派遣法第五十八条から第六十一条までの規定及びこれらの規定に係る労働者派遣法第六十二条の規定

九 港湾労働法第四十八条、第四十九条(第一号を除く。)、及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)、の規定並びにこれらの規定に係る同法

四項において準用する場合を含む。)、の規定に係る部分に限る。)、第三百三十一条第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。)、及び第三号の規定並びに当該規定に係る同法第三百三十五条第一項の規定(これらの規定が法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)

三 法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百三十一条までの規定

四 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。)、及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

五 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。)、の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

七 (略)

八 労働者派遣法第五十八条から第六十一条までの規定及びこれらの規定に係る同法第六十二条の規定

九 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。)、及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)、の規定並

第二十二條の規定

十一 育児・介護休業法第六十二条から第六十四条までの規定及びこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十五条の規定

十二 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八條、第九條、第十條（同法第四十四條の規定に係る部分に限る。）、第十一條（第一号を除く。）及び第十二條（第一号（同法第三十五條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三條の規定

十四（略）

（船員法の規定を適用する場合の読替え）

第四條 法第八十九條の規定により同條第一項に規定する乗組み派遣船員（次條において単に「乗組み派遣船員」という。）の法第六十六條第二項第三号に規定する派遣就業に關し船員法の規定を適用する場合における法第八十九條第十三項の規定による船員法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る船員法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八條	第一百一條第一項の規定	第一百一條第一項の規定（船員職業安定法第八十九條第九項の規定により読

びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定

十一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十四条までの規定及びこれらの規定に係る同法第六十五条の規定

十二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八條、第九條、第十條（同法第四十四條の規定に係る部分に限る。）、第十一條（第一号を除く。）及び第十二條（第一号（同法第三十五條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三條の規定

（船員法の規定を適用する場合の読替え）

第二條 法第八十九條の規定により同條第一項に規定する乗組み派遣船員（次條において単に「乗組み派遣船員」という。）の法第六十六條第二項第三号に規定する派遣就業に關し船員法の規定を適用する場合における法第八十九條第十二項の規定による船員法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る船員法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八條	第一百一條第一項の規定	第一百一條第一項の規定（船員職業安定法第八十九條第八項の規定により読

第四十四条の二第二項	第八十七条第一項又は第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定	み替えて適用される場合を含む。）
第六十三条	前条第一項の規定	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により適用される前条第一項の規定	
第六十六条	第六十四条から第六十五条までの規定	第六十四条の規定並びに船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される第六十四条の二第一項及び第六十五条の規定	
第七十四条第四項	第八十七条第一項又は第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定	
第八十八条の二の二第四項	第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される第二項の規定	

第四十四条の二第二項	第八十七条第一項又は第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定	み替えて適用される場合を含む。）
第六十三条	前条第一項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により適用される前条第一項の規定	
第六十六条	第六十四条から第六十五条までの規定	第六十四条の規定並びに船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第六十四条の二第一項及び第六十五条の規定	
第七十四条第四項	第八十七条第一項又は第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定	
第八十八条の二の二第四項	第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第二項の規定	

第八十八条の二の 二第五項	第三項の規定	船員職業安定法第八十九 条第五項の規定により読 み替えて適用される第三 項の規定
第八十八条の三第 四項	前項の規定	船員職業安定法第八十九 条第五項の規定により読 み替えて適用される前項 の規定
第一百一条第三項	前項の規定	前項の規定（船員職業安 定法第八十九条第九項の 規定により読み替えて適 用される場合を含む。）
第四百四条第二項	前項	第一項（船員職業安定法 第八十九条第九項の規定 により読み替えて適用さ れる場合を含む。）
第七百七条第三項	前二項	前項（船員職業安定法第 八十九条第九項の規定に より読み替えて適用され る場合を含む。）
第七百七条第四項	第一項	第一項（船員職業安定法 第八十九条第九項の規定 により読み替えて適用さ れる場合を含む。）又は 前項

第八十八条の二の 二第五項	第三項の規定	船員職業安定法第八十九 条第四項の規定により読 み替えて適用される第三 項の規定
第八十八条の三第 四項	前項の規定	船員職業安定法第八十九 条第四項の規定により読 み替えて適用される前項 の規定
第一百一条第三項	前項の規定	前項の規定（船員職業安 定法第八十九条第八項の 規定により読み替えて適 用される場合を含む。）
第四百四条第二項	前項	前項（船員職業安定法第 八十九条第八項の規定に より読み替えて適用され る場合を含む。）
第七百七条第三項	前二項	第一項（船員職業安定法 第八十九条第八項の規定 により読み替えて適用さ れる場合を含む。）又は 前項
第七百七条第四項	第一項	第一項（船員職業安定法 第八十九条第八項の規定 により読み替えて適用さ れる場合を含む。）又は 前項

	第百二十二条第二項	前項	第八十九条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第百十八条の四第 四項	第一項	船員職業安定法第八十九条第六項の規定により適用される第一項
	第百二十一条の三	第百四条第三項の規定	第百四条第三項の規定（船員職業安定法第八十九条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第二項	第百二十一条の四	前項の規定	前項の規定（船員職業安定法第八十九条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

2 前項に定めるもののほか、法第八十九条第五項の規定により船員法の規定を適用する場合における同条第十三項の規定による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児・介護休業法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	第百二十二条第二項	前項	第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第百十八条の四第 四項	第一項	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により適用される第一項
	第百二十一条の三	第百四条第三項の規定	第百四条第三項の規定（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第二項	第百二十一条の四	前項の規定	前項の規定（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

2 前項に定めるもののほか、法第八十九条第四項の規定により船員法の規定を適用する場合における同条第十二項の規定による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る法律の規定	船員保険法第七十条第一項	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第三十一条第一項	育児・介護休業法第六十条第二項
読み替えられる字句	船員法第八十七条の規定	船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定	船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定
読み替える字句	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条の規定	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定

読替えに係る法律の規定	船員保険法第七十条第一項	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第三十一条第一項	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十条第二項
読み替えられる字句	船員法第八十七条の規定	船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定	船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定
読み替える字句	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定

第五条～第七条
(略)

第三条～第五条
(略)